

平成26年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び延会 平成26年7月1日 午前10時00分 開会  
午前11時40分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	河 合 良 則	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 13番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1	議第26号	葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第2	議第27号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
日程第3	議第28号	工事請負契約の締結について（葛城市学校給食センター建設工事）

- 日程第4 議第29号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造工事）
- 日程第5 議第30号 工事請負契約の締結について（葛城市立當麻小学校南棟大規模改造工事）
- 日程第6 議第31号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第7 発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第8 発議第8号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書
- 日程第9 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について
- 日程第10 葛城市農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第32号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告を申し上げます。本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務建設常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月19日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります地域活性化事業「新道の駅事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について及び行財政改革に関する事項について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、現在の進捗状況として、ソフト面とハード面についてそれぞれ説明がありました。

ソフト面では、全体面積3.3ヘクタールに、施設配置として吉野川分水より東側に駐車場、無料休憩所、道の駅施設等を設け、西側に農産物直売所、加工所、特産品販売所、公園等を設ける予定である。また、新会社設立について、企業理念や道の駅整備基本方針に基づいて協議を進めており、発行株式価格を1株10万円、発起人は法人を含め15名から20名で検討し、近いうちに第1回発起人会を開催する予定である。

また、ハード面では、用地については、地権者の24名のうち21名について用地買収が完了している。残り3名のうち2名が間もなく契約できる見込みで、1名とは建物の移転先を検討中であり、県の関係課とも事前協議書類提出まで事前打ち合わせを進めている。また、工事については、県道の一部や設計完了後に公園部分の造成工事に入っていく予定で、県文化財保存課で試掘を行った結果、3基の石室が発見され、うち2基は全て解体するが、1基は保存する可能性があるため、保存の際には本市の教育委員会と協議し、対応したいとの報告を受けました。この報告を受け、委員からは若干の質疑がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事業についてであります。

理事者からは、用地の進捗状況として、平成26年3月31日現在で、地権者17名のうち、用地買収済みの方は9名であり、残り8名の地権者の中には、移転先がほぼ決まっている一方、中には鋭意交渉中の方もいるため、一日も早く買収が完了するよう、残りの地権者との用地交渉に専念したい。そのため、本年度は工事に係る予算は計上していないことをご理解いただきたいという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、以前報告を受けた際は、尺土駅北側の道路が事業区域内に含まれていたように思うが、今回は含まれていないのはなぜかという問いに対し、今回お示したのは用地買収が必要な部分を示しているものであって、尺土駅北側の道路については、車の通行を容易にするための一部拡幅及び隅切りを尺土駅前周辺整備事業とあわせて行うという答弁がありました。

最後に、行財政改革に関する事項についてであります。この件につきましては、理事者の報告は特にごさいませんでした。

なお、これらの3つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 次に、厚生文教常任委員長より報告をお願いします。

8番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月19日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、26日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設にかかわる諸事業について、及び葛城市学校給食センターについて、審査の概要を報告いたします。

まず初めに、新クリーンセンター建設にかかわる諸事業についてであります。

理事者からは、新クリーンセンターの建屋の一部を地下構造にすることに伴う変更工事額約11億円の増加について詳細な説明がありました。また、地下構造となったことに伴う安全対策面についての説明では、プラットホーム内の十分な換気と明るさを確保するために自然光の取り入れに配慮した設計となっている。作業員の避難経路については、2系統の避難経路を確保し、補助照明などによる安全確保にも努めてまいりたいと考えている。また、プラットホームの入り口には混雑防止用の信号機を設置し、リサイクル施設では局所集塵による粉じん対策や破碎設備の防爆対策を講じている。十分な安全対策を行った中で、地下構造でも安全・安心な施設ということで、施設で働く方、市民の方への安全対策をとってまいりたいと考えているということでありました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。

理事者からは、前回開催した委員会以降の事業進捗について説明があり、現在の状況としては、PTAの役員会にも説明させていただきながら、業務委託に向けて、業者選定に係る仕様書などを作成中である。今後、両給食センターの職員に説明会をした後、アンケート調査、個別面談をするなど、それぞれの雇用などの希望を聞かせていただきたいと思います。そして、9月以降には業者委託による業者選定に着手することを予定しており、関係経費として予算の補正をさせていただくことを検討しているという報告がありました。

この報告を受け、委員からは、業務委託の問題、職員の待遇などの問題について、委員会としても十分調査・検討し、決定してまいりたいという意見がありました。

このほかにも、これら2つの所管事項については各委員から活発な質疑がなされ、数多く

の意見が出されており、委員会としては今後も引き続き調査を進めてまいることいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

日程第1、議第26号及び日程第2、議第27号の2議案を一括議題といたします。本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第26号及び議第27号の2議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第26号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。質疑では、市内には本条例中に記載されている公園のほかにも、木戸池公園、ふるさと公園、尺土池ふれあい公園等があるが、記載のあるものとなないものとの違いは、また、本条例にない公園についてはどのような扱いをされているのかという問いに対し、都市公園事業の補助金により設置された公園が本条例に記載されている。しかし、本事業により設置されていない二上山ふるさと公園や各大字の児童公園等については、葛城市公園条例に記載されているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

**西川議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第28号から日程第5、議第30号まで、以上3議案を一括議題といたします。本3議案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第28号、議第29号及び議第30号の3議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第28号、議第29号及び議第30号の3議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、今回の3件の建築工事について、総合評価による一般競争入札を実施したということであるが、それぞれ入札参加資格の総合評価値が1,100点以上となっている根拠について教えてほしい。また、入札の結果を見ると、入札参加者が少ないように思うが、どのように考えているのかという問いに対し、総合評価値については、過去に実施した学校等大規模改修工事などを参考にして設定している。この点数を下げると優良な企業は入っていただけない。また、この点数を上げると参加する業者が少なくなるということも想定される。以上のようなことを考慮し、1,100点以上と定めさせていただいた。また、入札参加者数が少ないということについては、総合評価落札方式における3件の工事は、いずれも技術評価点のうち、加算点を19点と設定しており、そのうち地域精通度ということで、葛城市の発注工事に過去15年間で元請があった場合については2点としていることが入札参加者数が少ない要因の1つではないかと考えている。現在、入札参加者数を多くするため、この2点を県と同じく0.5点にするかどうか検討しているところであるという答弁がありました。

議第28号、議第29号及び議第30号、いずれも討論はなく、採決の結果、3議案とも全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

**西川議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時28分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議第31号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料の内容を具体的に教えてほしいという問いに対し、この事業は、緊急雇用創出事業を活用したもので、地域

経済活性化のため、若者、女性、高齢者等、雇用の拡大等「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金上昇や処遇改善等の推進を目的とした雇用拡大プロセス事業である。事業概要は、葛城山麓の資源である農産物を活用した商品開発を進め、地域ブランドの展開による新産業を創出するため、総合的に企画・立案できる人材を育成し、あわせて耕作放棄地等で生産に取り組む農業団体への六次産業化に向けた商品開発、技術向上を支援するものである。2年間の事業終了後においては、雇用した者を正規に就業させなければならないことになっているため、雇用期間終了後には、企画マネジメントを習得した人材みずからが引き続き農業者等へのマーケティングを支援することで、売上高の拡大を推進したいと考えている。事業費は、平成26年度及び平成27年度の継続費として、本年度は730万5,000円、平成27年度は590万9,000円の計1,301万4,000円を計上する予定であるという答弁がありました。

さらに、その答弁に対し、人材の募集人数及び募集方法は、また、どのような業者がどのような人材として雇用するのかという問いがあり、プロポーザルで決定いただいたコンサルティング業者がハローワーク等で1名の人材を探していただき、マネジメントや企画力を身につけ、地域に商品開発ができる人材に育成していただくことを考えているという答弁がありました。

次に、尺土駅構内エレベーター設計費補助金の内容と、市及び国、県等の補助率という問いに対し、この事業は葛城市バリアフリー基本構想における1日の乗降者数について国の基本方針が緩和されたことにより、奈良県地域交通改善協議会で平成26年度生活交通改善計画書に記載され、地域公共交通バリア解消促進事業の対象となり、尺土駅が該当することになった。事業概要については、平成26年度及び平成27年度の2カ年で、尺土駅構内にエレベーター2基の設置及び関連附帯工事を行うもので、その負担割合は、国が3分の1、県及び市が6分の1、近鉄が3分の1となっている。なお、平成26年度においては、建築に係る設計事業費1,600万円に対して、補助金として270万円を補正予算計上したものであるという答弁がありました。

さらに、駅北側のエレベーター設置についての考えと、設置となった場合の市の負担という問いに対し、駅前広場整備事業として南側のエレベーター設置は予定している。これが完成した後に、北側についても検討を行いたいと考えている。しかし、以前から地元の要望もあり、本市のバリアフリー基本構想にも入っており、国の基本方針も変わったことにより、今後、国や県と十分に協議を進めていきたい。負担については、現段階では補助率は明言できないが、国からの補助を受けられる可能性がある。しかし、残りは全て市の負担となると聞いているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。



8番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、地域循環型社会形成推進事業費の継続費補正について総額が5億5,600万円の増額となっている理由、また、地域循環型社会形成推進事業費の平成26年度予算について、委託料と工事請負費が減額となっている理由はという問いに対して、継続費の補正については、事業年度を3年から5年の2カ年延長することによる年次割の見直しと、工事追加契約に必要な不足額の増額補正をお願いするものである。増額補正の内容については、当初、予算額からの契約差金が本体工事にかかわる工事請負費で5億4,500万円及び施工管理にかかる委託料で4,400万円出てきたが、更に施設の地下化などに伴う追加設計として11億100万円が工事請負費の追加額として必要であるので、その不足分として5億5,600万円を増額させていただいた。そして、事業年度の延長に伴い、年次割を見直した結果、工事請負費11億100万円及び委託料4,400万円を平成27年度と平成28年度へと年次割として配分させていただいた。そして、この継続費を補正したために、平成26年度予算は、平成27年度、平成28年度に年次割として配分する契約差金分を減額することになったという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員からの活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井本君。

**藤井本議員** 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、反対の立場で討論をいたします。

4款衛生費、2項清掃費、地域循環型社会形成推進事業の継続費補正について反対をしますのでございます。

ここでは2つの要素が含まれます。事業年度の延長、先ほども委員長からの説明がありました。平成24年度から平成26年度であったものを、平成24年度から平成28年度に延長するというものと、工事の変更契約をするための予算の増額というものを含んでおるわけでございます。自然公園法の規制による県許可というものを得るための条件として、地下構造の工事を余儀なくされ、約11億円もの予算が膨れるというものでございます。

先週、奈良県議会でも、今、計画されております葛城市の新クリーンセンターの建設に際

し、自然公園法のことを質疑をされました。荒井知事は、「法令に基づき審査をし、要件を整えば建設を許可する」と、このように答弁をされたところでございます。ここに至るまで、この業務を担当された職員の皆さんは、県の高いハードルというものを越えるのにご苦労された結果だということについては、よく認識をしておるわけでございます。

法的に、また、事務的手続は完了と言っていいでしょう。しかし、あとは予算が問題でございます。地下への建設の変更ということで、11億円もの事業費が膨れる、このことでございます。この増額金額が我々議会に説明されたのは、先月6月19日から始まりましたこの葛城市議会6月定例会の中であります。「遅くなったことをお許しください」という前置きもございましたが、先ほど委員長報告がありましたように、実際には6月26日の常任委員会の中で詳しく説明されたわけでございます。

1週間もたたないうちに、1週間のこんな短い期間で11億円という大きな増額、こんなことの検討・審議が可能なんでしょうか。地下構造で、我々、葛城市の計画の参考になるといった市町村も全国的にない。先進事例もなく、視察に行くところもない。これしか方法はないねんと、今のこのようなやり方で進めるのは、私は、将来的に危険で、強引と言わざるを得ないと考えておるところでございます。

今やっていることが、最終的な県許可、これを得るためには議決が絶対必要なんだと、これはよく認識もしておるし、容易に見当がつくところでございます。そうであるならば、一定の期間を持って市民への説明が不可欠ではないでしょうか。全国を見渡しても、このような同種の、いわゆる小規模のクリーンセンターで地下にある、こういうクリーンセンターが全国的にない。先ほども申し上げましたが、葛城市議会もこういう話をしているのみならず、奈良県議会でも自然公園内でのごみ処理施設の議論というものがなされている。また、県の許可を得るのに、昨年2月に締結した契約金額より約11億円増額しなければならない。このようなことを葛城市民の中でどのように知る余地があるのでしょうか。どれだけの方が知っておられるのでしょうか。そういう中での議決が我々に迫られてきておるわけでございます。

先ほど申し上げましたが、この担当者は大変ご苦労されたと思います。奈良県と一生懸命お話をされた。それと同じように、私は、市民にも理解を得る、このようなことが今、求められると、このように考えております。そういうことを視野に入れながら、また私は念頭に入れて、予測して、一般質問で「葛城市の問題点について、市民ともっと共有しなければならないのではないか」ということを市長に問うたところでございます。市長の答弁は、「どこまで情報を住民と共有するべきなのかということについては、恐らく藤井本議員と私では大きな隔たりがあるのだろうというふうに思っております」、このように答弁をされております。議会というものが、市民の集約された意見であり、議会そのものと話をしていくべきということも一度ならず二度もお話をされておるわけでございます。そういったことで、前にできるだけ進めたいという意味合いから私は一般質問をさせていただいたわけでございますけれども、答弁的にはそういうものでございました。

最後になりますが、環境省の出しております「今後の廃棄物処理施設整備の在り方について」、こういうものについて読んでまいりますと、地域住民等の理解と協力が必要であり、

情報発信、また住民満足に努め、信頼関係を構築することが必要とされています。まさにそのとおりで、そのようにやるべきだと私は考えております。

以上、反対討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

**増田議員** 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

市財政を取り巻く状況は依然厳しい中、本市の平成26年度予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,445万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,554万5,000円とするものでございます。

また、新市建設計画事業として継続的に取り組まれております地域循環型社会形成推進事業、新クリーンセンター建設整備事業の継続費52億580万円を57億6,180万円に補正し、事業年度を2カ年延伸するものでございます。

主な要因といたしましては、新クリーンセンターの当初技術提案設計から計画見直しに係る事業費の増額でございます。新クリーンセンターの計画、建設に関しましては、県、市が数年をかけて協議しておられます。その結果、自然公園法を遵守し、景観を重きに環境に配慮した設計変更と、こういうふうになっております。特にプラットホームを地下化することによりまして、臭気対策、振動・騒音も外部とは遮断できております。建物の威圧感、圧迫感も低減になっていると、こういうふうに思います。また、自然法を踏まえた、周辺環境と調和を図った上でのデザイン、色調になっており、敷地内の緑化にも工夫をされております。さまざまところが改良されているところが非常に評価できると思います。

また、現在、市の焼却施設として使用しております新庄クリーンセンターは、稼働41年ということで、新たな施設と早期交代ができるよう待ち望まれております。そして、新クリーンセンターの早期実現は3万6,000市民の思いでもございます。新クリーンセンター建設整備事業の推進に当たりましては、山下市長以下、職員の皆様方ができる限りの努力をいただき、早期実現をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

10番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程の議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この中にあります地域循環型社会形成推進事業、いわゆる新クリーンセンター建設に関してであります。

この施設につきましては、当初、リサイクルセンターを含まずに1.7倍での建設ということで、平成25年2月14日に45億円での工事請負契約が議決されました。ところが、国定公園内での建設ということで、自然公園法により、県の許可として投影面積1.0倍、いわゆる以前の建物と同じ面積でという指示を受け、リサイクルセンターを含んでの投影面積1.0倍、地下3階構造の建物に設計変更された、そういった経緯があります。

それに伴います事業費が今回初めて11億100万円もの増額になり、総事業費が60億円を超えるものになるということが明らかになりました。全国的にも例を見ない地下構造で、換気、耐震等安全面、メンテナンス面等、本当に大丈夫なのか、また、そこで働く職員の健康面、精神面が保たれるのか、そういったことを考慮しますと、本当に11億円もの税金を増額することについては、市民の皆さんに説明がつかないところであり、説明責任が果たされていないと言わざるを得ません。どうすることが市民の皆さんからお預かりしている税金を一番有効に使うことになるのか。この間、一般質問でも言いましたように、第3の候補地、あるいは広域の処理施設に委ねるなど、冷静に、慎重に、現状に向かい合うべきで、私は、今、この最終時期にあると考えます。

また、「當麻環境を守る会」が提訴されていましたが裁判も、今の時点では終結しているものの、今後、県が許可した後、建設許可取り消しの訴訟を起こされることも予測され、結果によっては、建設を進めている途中での停止ということも考慮しなければなりません。どんどん税金をつぎ込んで、建設を進めてからの中止では、市民の血税が11億円どころではなく、更なる税金の無駄遣いということにもなりかねない事態であるということもつけ加え、以上の理由により、本案につきましては反対とさせていただきます。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

**内野議員** 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、賛成の立場から討論いたします。

市財政を取り巻く状況は依然厳しい中ではありますが、本市の平成26年度における一般会計予算規模は165億2,554万5,000円となります。また、継続費補正では、地域循環型社会形成推進事業で今回の補正により5億5,600万円の増額となります。

新クリーンセンター建設整備事業につきましては、一般廃棄物の処理として市町村の責務でもあることから、本市におきましては、なくてはならない最も重要な事業の1つであります。増額の要因は、国定公園内に建設をするということで、当初計画より更なる景観への配慮を十分に考えた中で、プラットホームを地下にし、リサイクルセンターを取り壊し、ごみピットの横に併設することにより、景観及び作業効率の向上をより考えた施設となっております。

増額費用につきましても、去る6月10日開催の厚生文教常任委員会協議会での理事者側からの説明で、私も懸念しておりました安全対策も十分納得いたしました。その説明が妥当だと考えるところでございます。

しかし、平成25年度から通次繰越しがある中で更なる工事の延期となることから、これからの事業の推進に当たりましては、私どもの先輩議員であります川西元議員はこの事業の特別委員会の委員長として推進を進めてまいりましたが、先輩議員の意思を継ぎ、目的達成のため、山下市長以下、職員の皆さんが一丸となられてこの事業に全力を尽くしていただき、堅実、着実、早期に実行していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

**阿古議員** 私は、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の箇所は、衛生費、清掃費、地域循環型社会形成推進事業、継続費補正にあります。当初、この新しいクリーンセンターを建てる契約については、いろんな議論をしてみました。その中で、45億円の建設費契約をする前には、新クリーンセンターの特別委員会を議会の中でも設置いたしまして議論いたしましたし、それから、その委員の皆さん以外の方にも知らせるべく、全員協議会の中でもいろんな議論をしました。その中で、45億円の当初の計画の契約議決は終わったのですが、今回、11億円という新たな増加の継続費補正が出てきております。その当時、全員協議会の中で、今みたいな裁判の事例はなかった時分ですが、建設のメーカーが来られてましたので、「地下構造にすることは可能ですか」と聞きますと、「可能です」とおっしゃっていました。当然、何を言っているのかその当時は理解してはいただけませんでしたけども。

私が感じているのは、どうしてこれが、例えば、景観を重視して地下構造にするというのであれば、住民の皆さんと対話をされないのか。ですから、今、裁判をされている方、反対をされている方、当然、當麻の住民の皆さん方も、進入道路である竹内の皆さん方もいろんな意見をお持ちです。ただ、そういう意見をいろいろ聞いてもらって、それで結果的に「じゃ、こういう建物形状にしますね」というのであれば、交渉や、例えば、話どころになった可能性がある内容の変更であろうと私は感じてます。

でも、その交渉するべき場所がない。どうしてそういう行政としての体質を持ってしまったのか。私は、そんなけんか腰になるような形ではなくて、もっとお互いが歩み寄れる妥協点を探すような行政の体質を持つべきやと思います。

それと、今回の契約の変更の議案につきましては、私は、この6月議会に入ってから初めて継続費補正を知りました。そして、なおかつ、厚生文教常任委員会の皆さん方は、その契約内容について、11億円の変更内容についてお聞きになっているかもわかりませんが、6名ですから、それ以外の大半の議員はまだ説明を受けていない。そういう状況の中でこの議案が上程されて、それで議決を求められるのか。どうして、その変更内容を理解しないで私たちは議決ができるのでしょうか。ですから、私はもっと丁寧に市民の代表である議会に対して、議員に対して、変更の内容を説明する義務が行政にはあると思います。そういう体質を持たないと、いろんな事業において、私は、行政サイドは行き詰っていくと感じております。

以上の点を述べまして、私は、継続費補正が含まれておりますので、一般会計補正予算に反対をさせていただきます。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、いずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西川議長** 起立多数であります。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時20分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。先ほど市長からお手元に配付の議第32号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長よりご報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井議会運営委員長** それでは、追加議案であります議第32号の取扱いについて、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、議第32号議案の審議方法についてでございます。この後、直ちに追加日程第1といたしまして、議案上程をいたします。つきましては、市長より提案理由の説明を受け、質疑まで行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、審議日程についてでございます。当初の日程であれば、本日が本6月定例会の最終日ということになっておりましたが、追加議案が提出されたことに伴い、厚生文教常任委員会が開催されることになりましたので、本6月定例会の会期を7月3日まで延長いただき、あす7月2日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催し、そして、翌7月3日午前10時より本会議を開催していただきます。本会議最終日は、付託議案につきまして、委員長より審査結果について報告願ひ、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**西川議長** 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

ただいまの運営委員長からの報告のとおり会期延長の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期の延長の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

会期延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は6月19日から本日7月1日までの13日間ですが、議事の都合により7月3日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は6月19日から7月3日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議第32号議案についての審議日程及び審議方法につきましても、運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第32号議案についての審議日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、議第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第32号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本工事につきましては、平成25年2月の議会臨時会におきまして請負契約の議決をいただきました葛城市クリーンセンター建設整備工事の契約内容につきまして、自然公園法によります水平投影面積の縮小等により、プラットホーム等の地下化、既存リサイクル棟の解体及び焼却炉棟への統合、剪定枝等受け入れヤードの廃止等の工事変更を行ったため、契約金額45億1,080万円を55億224万円に、また、竣工期日を平成27年3月31日から平成29年3月31日に変更し、請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第32号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第7、発議第7号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

**西井議員** ただいま上程を賜りました発議第7号、「手話言語法」制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がございました。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であるこ

とが明記されております。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国におかれましては、下記事項を講ずるよう強く求めます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

説明は以上でございます。議員皆様方の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

**西川議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第8号、地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

**西井議員** ただいま上程を賜りました発議第8号、地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に



応じた支援を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところでございます。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところ です。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

1、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2、今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

3、地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

4、社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。

5、特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入居者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

説明は以上でございます。議員皆さん方の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

**西川議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選出の方法は議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員には、私、西川弥三郎を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、西川弥三郎を奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、西川弥三郎を奈良県広域消防組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

最後に、日程第10、葛城市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦農業委員会委員につきましては、本年7月19日をもって任期満了となりますので、新たな推薦をいたしたいと思っております。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会の推薦する農業委員会委員は4名以内であります。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、議長において指名推選することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦農業委員会委員は議長において指名推選とすることに決定いたしました。

議会推薦農業委員会委員には、葛城市疋田●●● 吉田恒弘氏 昭和●年●月●日生まれ、葛城市北花内●●● 吉川昭裕氏 昭和●年●月●日生まれ、葛城市竹内●●● 河村恵由氏 昭和●年●月●日生まれ、そして、葛城市加守●●● 西井覚氏 昭和●年●月●日生まれ、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名を農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市農業委員会委員に以上の4名を推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、7月3日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、あす2日午前9時30分から厚生文教常任委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午前11時40分